



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年12月15日金曜日 第2935号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出.....（医療対策課）... 891
 指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）... 891
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）... 891
 委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更.....（建築住宅課）... 892
 建設業者の許可の取消し（2件）.....（中予地方局管理課、南予地方局管理課）... 892
 医師の指定.....（福祉総合支援センター）... 893
 指定医師の所在地の変更.....（ " ）... 893

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）... 893

告 示

○愛媛県告示第1272号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。
 平成29年12月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
渡辺病院	松山市空港通七丁目13番3号	医療法人ミネルワ会	平成33年1月3日まで

○愛媛県告示第1273号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。
 平成29年12月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
ひいらぎこどもクリニック	松山市別府町442番地1	高橋 由博	精神通院医療	平成29年12月1日

○愛媛県告示第1274号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。
 平成29年12月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社イクシオ	松山市中村一丁目2番26-1号	訪問看護ステーションまめ	松山市竹原四丁目7番28号T-CUBE A号	精神通院医療	平成29年12月1日

○愛媛県告示第1275号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年12月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
ダイレックス三津店	松山市高山町3370番外	駐輪場の位置	1箇所	2箇所	平成28年11月23日	平成29年12月1日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1276号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

平成29年12月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 名称及び住所

株式会社建築構造センター

東京都新宿区新宿一丁目8番1号大橋御苑駅ビル6階

2 変更する構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(1) 変更前

名 称	事務所の所在地
省略	
香 川 事 務 所	香川県高松市亀井町2 - 1朝日生命ビル5階
省略	
長 崎 事 務 所	長崎県長崎市万才町3番4号長崎ビル8階
宮 崎 事 務 所	宮崎県宮崎市川原町5番10号ミネクス川原8階

鹿 児 島 事 務 所	鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号鹿児島MSビル2階B号室
省略	

(2) 変更後

名 称	事務所の所在地
省略	
香 川 事 務 所	香川県高松市亀井町2 - 1朝日生命高松ビル5階
省略	
長 崎 事 務 所	長崎県長崎市万才町3番4号長崎ビル8階
鹿 児 島 事 務 所	鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号鹿児島MSビル2階B号室
省略	

3 変更年月日

平成29年12月28日

○愛媛県告示第1277号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年12月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般-28)第17781号	平成28年9月5日	L a i e (株)	新田 幸穂	東温市北野田47 - 1	平成29年11月7日	建築工事業	建設業の廃止(一部)
(般-28)第11447号	平成29年3月1日	(株)上浮穴産業	西岡 竜一	松山市井門町373 - 1	平成29年11月15日	建築工事業	建設業の廃止(一部)

(般 - 29)第13747号	平成29年 6月27日	上本住宅設備	上本 勝彦	東温市田窪1133 - 5	平成29年 11月17日	管工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 24)第17112号	平成24年 12月13日	(株)ライフベース	濱田 康佑	松山市中野町甲177 - 4	平成29年 11月22日	建築工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 26)第8606号	平成27年 1月5日	浦本企工(株)	相原 立子	松山市余戸西1 - 2 - 22	平成29年 11月28日	土工事業 とび・土工事業	建設業の廃止
(般 - 28)第6337号	平成28年 8月19日	(株)日弘	三原 弘記	松山市余戸南1 - 24 - 35	平成29年 11月28日	土工事業、建築工事業 とび・土工事業 管工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 水道施設工事業 消防施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1278号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年12月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般 - 25)第17249号	平成25年 12月9日	中城建築	中城 陽一	大洲市柚木922 - 5	平成29年 11月1日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 27)第13126号	平成27年 7月19日	山下瓦店	山下 哲夫	大洲市柚木1048 - 6	平成29年 11月6日	左官工事業 屋根工事業 板金工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1279号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成29年12月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類	診 療 科 名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
肢 体 不 自 由	内科、循環器 内科	大洲記念病院	松 中 豪	大洲市徳森1512番地1	平成 29年12月1日

○愛媛県告示第1280号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成29年12月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
勢 井 洋 史	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1 - 1	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	平成29年 11月1日
清 水 秀 晃	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1 - 1	清水内科・循環器内科	宇和島市御幸町2丁目6番3 号	平成29年 11月9日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第90号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成29年12月15日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,178,135
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,563
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 247,267

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊 予 郡	43,987	14,663
南 宇 和 郡	19,514	6,505
松山市・上浮穴郡	438,859	139,810
今治市・越智郡	142,410	47,470
宇和島市・北宇和郡	79,614	26,538
八幡浜市・西宇和郡	38,875	12,959
新 居 浜 市	101,132	33,711
西 条 市	92,578	30,860
大洲市・喜多郡	52,383	17,461
伊 予 市	31,766	10,589
四 国 中 央 市	74,961	24,987
西 予 市	33,857	11,286
東 温 市	28,199	9,400